

令和2年度第3回幕別町障がい者福祉計画策定委員会

- 1 日 時 令和2年12月22日（火） 18：30～19：20
- 2 場 所 幕別町役場 会議室2－A・B
- 3 出席者 出席委員：林委員長、小尾委員、景山委員、佐藤（恵）委員、佐藤（文）委員、
三島委員、菅野委員、森脇委員、村上委員、宇佐美委員、堀委員
事務局：細澤住民福祉部長、檜木福祉課長、林保健福祉課長、鉾館発達支援センター保育長、高橋福祉係長、松田障がい福祉係主査、上原障がい福祉係主査、塚本障がい福祉係長
- 4 欠席者 尾藤委員
- 5 議事録 次のとおり

~~~~~

## 1 開 会

- 福祉課長 皆さま、本日は年末のご多用のところ、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。  
ます。  
それでは、ただいまから令和2年度幕別町障害者福祉計画策定委員会を開会いたします。  
以降は林委員長に議事の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 協議・報告事項

- 委員長 皆さん、あらためましてこんばんは。早速ですが、協議・報告事項に入ります。  
障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の案について事務局から説明をお願いします。

- 障がい福祉係長 まず最初に議案について、先に送付させていただいた内容に誤字等がいくつかありましたことから、本日あらためて議案をお配りさせていただきました。内容等には変更はありませんが、こちらの議案でご説明をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

まくべつ障がい者福祉プラン2021（幕別町障がい者計画・第6期幕別町障がい福祉計画・第2期幕別町障がい児福祉計画）（案）をご覧ください。

前回会議でいただいた意見、自立支援協議会定例会においていただいた意見、また、北海道からの通知や内部でも再度見直しを行い、修正や追記を行っておりますので、その部分を中心としてご説明をさせていただきます。

まずタイトルでございますが、今年度介護保険においても計画を策定しており、

タイトルにおいても整合性をとること、また、障がい者計画が6年計画、障がい福祉計画と障がい児福祉計画が3年計画であることで3つの計画の最終年度が同じではないことから、計画の始まりの年となる2021とさせていただいたものであります。

また、前回「幕別町障がい者福祉計画」として6年間の計画であることをご説明いたしましたが、障がい者福祉計画と障がい福祉計画と名前が似ており、「者」があるかないかだけの違いで非常に分かりにくいことから、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」という法律に記載のある言葉を利用し「幕別町障がい者計画」と変更をさせていただいたところであります。

次に、大枠の部分の変更でありまして、前回は「まくべつ障がい者福祉基本プラン2021」と「幕別町障がい者計画」がイコールであり、それを円滑に実施していくためとして、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を位置付けているということでご説明させていただきました。再度、内部で見直し検討をさせていただき、異なるそれぞれの法律を根拠とする3つの計画の総称を「まくべつ障がい者福祉プラン2021」とし、3つの計画は並列に関連しあって成り立っているという位置付けに変更をしたところであります。基本的な部分の変更となってしまう、申し訳ございませんでした。

2ページにつきましては、計画の位置付けの変更に伴う文章及び図の変更をさせていただきましたものです。4ページの計画の期間につきましては、文章と表で記載をしていましたものを、簡潔でわかりやすいように記載を変更したところであります。期間そのものの変更はございません。

次に5ページの、下の囲いにあります、障がい者の定義ですが、これまで障がいのある人を取りまく現状の各種グラフの最後に掲載しておりましたが、この計画の中で多くの記載がある障がい者の定義ですので、計画の性格に位置付けさせていただきました。

また、障がい者の定義の中には、前回の会議においてご指摘をいただいた高次脳機能障害について、本計画においても障がい者に含まれることから追記をしております。

次に、7ページからの第2章と第3章の順番を入れ替えております。目次をご覧ください。前回は計画の基本理念が第2章で障がいのある人を取りまく現状を第3章としておりました。第1章である計画の策定にあたってと障がいのある人が取りまく現状を踏まえて、基本理念が定まるものと考え、順番を入れ替えたところであります。

2章、3章について中身といたしましては、文書や各施策に対するSDGsの目標との関連項目を精査し修正しておりますが、内容そのものに大きな変更はご

ざいません。

22 ページからをご覧ください。第4章の施策の取組の6つの施策目標について具体的に記載をしています。6つのそれぞれの施策目標の施策の内容の下に各目標それぞれに対し今まで町が取り組んできたこと、それを踏まえて今後行っていくことを追記したところであります。

23 ページをご覧ください。前回会議においてご指摘をいただきました、成年後見制度の町長申立に関する文章を必要な方への情報提供に努めるという標記で追記をしたほか、幕別町社会福祉協議会の事業として実施しております、幕別町成年後見サポートセンター「まくさぼ」についての利用推進を行っていくことも明記いたしました。

24 ページをご覧ください。(2) 自立した生活支援の充実ですが、施策の内容として、①障害福祉サービスの充実に向けた取組として、難病の方へのサービスの周知を追記しております。難病の方も障がい者の定義に含まれますことから.. 難病の方もその症状等に合わせた必要な障害福祉サービスを受けることができることの情報発信と必要なサービスの提供に努めていくものです。

26 ページをご覧ください。(3) 障がい児支援体制の充実においては、これまでに町が行ってきたこととして、生まれてからの支援内容や関ってきた関係機関の情報を一つにファイリングできる「まっく・りんぐ」の導入や町内小中学校への特別支援教育支援員の配置があります。今後としましては、発達支援センターの機能拡充の検討や、自立支援協議会において関係機関が所属する子どもの困り感や悩みについて共有・協議できるケース会議を積極的に開催していくことを明記しました。

28 ページになります。(4) 就労支援の充実ですが、昨年度から就労支援コーディネーターを配置し、職場体験事業やチャレンジ雇用を活用しながら、個々に応じた支援を行ってきました。今後は、これまで障害福祉サービスを利用しておらず、町ともあまりつながりがなかった人たちの掘り起こしを進めていくことを施策の内容に追記したところであります。

29 ページの(5) 安全、安心な生活の確保では、町が行っていることとして公共施設等の新築、改築の際には、バリアフリー化などを行ってきています。さらに、今年度、防災行政無線システムの整備を行い、今後個別受信機を全世帯に配付するための準備を進めています。

また、防災、安全対策の面として幕別町地域防災計画を策定し、それに基づき、自力で避難することが困難な方の把握に努めて、その方が実際に災害が起きた際、迅速に避難したり安否確認が出来るよう個々に応じた個別支援計画の策定や聴覚障がいの方のためのネット119番通報システムの普及に取り組んで行きたいと

考えています。

31 ページになります。(6) 保健、医療の充実については、更正医療、育成医療による医療費給付や、難病の方や重い障害がある人への医療費助成の周知に努めるほか、医療の発達により医療的ケアを実施することで地域で生活をしていくことが出来るようになった子どもと保護者が安心して生活していけるための個々に応じた支援の方法や支援体制を検討していく自立支援協議会医療的ケア児支援部会の活動をしていくことも記載をしています。

33 ページからの第5章、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方については、前回お示しした内容と変更がありません。

35 ページからの第6章障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策ですが、国の通知などにに基づき、必要な目標値等の表を追加しています。37 ページにあります表は、地域包括ケアシステムの構築に関する令和5年度の協議回数やその参加者数を見込んだ表となっています。また、その次の表は、幕別町でも手帳の所持者数で見ると増加傾向にあります精神障がい者の障害福祉サービスの利用見込を表にしています。

次に 40 ページをご覧ください。こちらの表は前回お示しした際は2つに分かれていたものを分かりやすくするため、1つの表にまとめています。

41 ページの中ほどにある表は追記したのですが、発達障がいがある方の保護者や支援者に対する支援となります、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの受講者数などを示しています。幕別町では、発達支援センターにおいて発達障がいを含めた療育が必要な子どもの保護者に対してのペアレントトレーニングを実施していきます。

42 ページになります。上段にある表についても追加している表となります。相談支援体制の強化・充実等を図るにあたって、住民の方からの総合的・専門的な相談支援の実施の有無や相談支援事業所への支援体制強化の両方の実施についての内容であり、幕別町ではともに実施をしていきます。

43 ページからの障害福祉サービス・相談支援等の見込量ですが、前回と記載方法を変えた箇所といたしまして、48 ページをご覧ください。表にあります数値を前回は他のサービスと同様に1月あたりの利用人数としていましたが、相談支援については、利用者の状況により相談の頻度が変わることから、実際にサービスを利用している利用者数に数字を変更したところであります。

次に 55 ページをご覧ください。第7章は障がい児福祉計画の障害福祉サービスの見込量と確保のための方策であります。第6章同様に国の通知などを基に記載する見込量を追記しています。56 ページの下段の表となります。この表の内容は 56 ページの上記の文書内においても記載していることをまとめて表にしてい

るものであります。

最後に 57 ページからの障害児福祉サービス・相談支援等の見込量です。こちらでも第 6 章と同様の理由により、59 ページの障害児相談支援について、前回 1 月当たりの人数を示していましたが、実際にサービス利用をしている利用者数に変更をさせていただいております。

以上、駆け足でございましたが、説明は以上となります。

前回とタイトルを含め根本の部分や、多くの記載内容の追記があり大変申し訳ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 皆さんから、ご質問等はございませんか。

○菅野委員 タイトルの 2021 というところですが、前回は最終年度での 2026 年度ということでしたが、町の他の計画も始まりの年度というようにしているようですが、何かルールみたいなものが定められているのでしょうか。

○障がい福祉係長 前回ご説明をさせていただいた時は、「まくべつ障がい者福祉基本プラン 2026」というものが、「幕別町障がい者計画」とイコールであり、それを円滑に実施していくための計画として、「第 6 期幕別町障がい福祉計画」と「第 2 期幕別町障がい児福祉計画」を位置付けている。という説明をさせていただいていたところですが、今回、あらためて見直しをさせていただいた中で、大枠として 3 つのそれぞれ根拠法令が異なる計画の総称として「まくべつ障がい者福祉プラン 2021」として、その中に 3 つの計画が並列に位置付けられ、関係し合っているという位置付けにさせていただいた。このことから、タイトルを 2026 とした場合に、6 年計画と 3 年計画が混在し、分かりにくくなると考えました。さらに他計画や他町等の状況を勘案しまして、始まりの年次である 2021 とし見直しをさせていただいたところであります。

○菅野委員 目標年次をタイトルにしていたほうが、先に見えるというか目標に向かっていくという感じも受けいいかなあと感じていたところでしたが、色々な事情の中で決められたのであれば理解いたしました。

○委員長 よろしいでしょうか。他にありませんか。

○森脇委員 今回、見直しをされて、前回少し分かりにくかったところがだいぶ整理されて見やすくなったなと感じております。素案から追加された内容なども見させてい

ただいて、しっかりした内容になったなと思っています。

その上で3点、ご質問をさせていただきたいのですが、まず、本案の6ページ計画の進行管理についてですが、計画の進行管理のためにPDCAサイクルを取り入れ、本計画の進捗状況を定期的に把握し、分析評価していくことは非常に大事なことでありまして、本委員会において行っていくことは当然でありますけれども、幕別町自立支援協議会においても報告や意見を求めるなどの同様の対応をしていくべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、23ページの成年後見制度の周知及び事業の推進という部分ですが、素案から幕別町成年後見サポートセンター「まくさぼ」の利用促進や町長申立制度の情報提供について追記されているところではありますが、町長申立制度というのは、「成年後見制度利用促進支援事業」の1つではないかと思いますので、字句整理をしていただきたいと思います。

3点目が5ページに戻りまして、高次脳機能障害について前回会議で私から意見を述べさせていただいて、今回障がい者の定義の中に言葉として追加されているわけですが、障害者総合支援法においては高次脳機能障害も障がい者として位置付けられており、ここに入るのは当然でして、ただ、言葉として加えられただけで具体的な支援策については全く触れられていないと思います。

本年5月に示された国の指針の改正ポイントを見ますと、計画の策定にあたっては、「強度行動障害者や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。」とされていますので、現状、支援が十分受けられず、制度の狭間で困っている高次脳機能障害者への具体的な支援について再度検討を求めたいと思います。

○障がい福祉係長 1点目の幕別町自立支援協議会に対しても報告し、意見を求めることを記載してはどうか。というご意見でございますが、自立支援協議会に対しましては、適宜必要な情報を提供し、ご意見を伺いながら進めているところであり、今後においても報告や意見を伺いながら進めていきたいと考えているところでもあります。ただし、本計画全体の進捗状況については、町の付属機関である幕別町障害者福祉計画策定委員会であると考えていますことから、記載については本委員会のみとしたところでもあります。

次に2点目の成年後見制度についてであります。町長申立制度につきましては、本人の障がいや環境などにより自分が申立をできない場合に本人に代わって後見の開始の審判の請求を行うものであり、ここで記載をさせていただいた、成年後見制度利用支援事業につきましては、町長申立制度を利用された方に対し、町

が審判の請求費用や成年後見人の報酬等の費用を助成する町の事業を町長申立制度とともに周知するという意味で記載をしておりました。本事業については、町長申立制度を活用した方のうち、生活保護対象者や費用を負担することが困難な方に対して助成するものであります。記載の仕方については分かりにくい部分があったかと思しますので、記載の仕方について検討させていただきます。

3点目の高次脳機能障害についてですが、前回会議において、ご意見をいただきまして高次脳機能障害についても本計画の対象となる障がい者として位置付けられますことから、5ページ下段の障がい者の定義に明記させていただきました。

高次脳機能障害は精神障がいの一つとなっており、精神保健福祉手帳を所持することも可能であり、障害者差別解消法の対象にもなっているところであります。

そのため、高次脳機能障害だからサービスが受けることができないですとか、手帳の所持が出来ないということはございません。

その方の状況に応じた支援は必要ではありますが、高次脳機能障害の方だけにあるいは方だけがということではなく、必要に応じたサービスなどを他の障がいのある方々と同様に確保あるいは提供をしていきたいと考えておりますことから、具体的に高次脳機能障害の方に特化した記載をしていなかったところではありますが、意見を基に町としてできる部分については、何らかの形で記載ができるよう検討させていただきたいと思っております。

○委員長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

無いようですので、次にその他になります。事務局から何かありますか。

○障がい福祉係長 本日はご審議いただきありがとうございます。タイトルや計画の位置付けなど変更点が多くありました。大変申し訳ありませんでした。

本日以降のスケジュールについてご説明させていただきます。

この後、本日いただいた意見について再度修正を加えさせていただき、年明け1月12日から2月22日まで役場庁舎をはじめ、百年記念ホールや各コミセン、体育館など町内各公共施設13箇所において資料の閲覧と意見をいただく用紙等を準備しパブリックコメントを実施いたします。

次の会議は3月の中旬頃を予定しております。そこで、パブリックコメントの結果についてご報告させていただくとともに、最終の案をお示しした上で了承を得られましたなら、会長より町長に対し答申をしていただくことになります。3月末までに町において答申を基に決定をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長

委員の皆さんから何かありませんか。

それでは、以上を持ちまして第3回幕別町障害者福祉計画策定委員会を終了いたします。お疲れ様でした。